

MID-NET®の利活用に係る利用料

(一般向け)

(税込 税率10%)

利用料 ^{※1}		利用料額				
基本料 (データ抽出あり)	製造販売後調査	1利活用につき	42,123,000円	(NCDA ^{※4} のデータ利用料) +1利活用につき 3,000,000円 ^{※5}	(過去の利活用データの復元料) ^{※6} +1申出当たり 36,000円	(基礎的検討 ^{※7} 実施)のうち
	製造販売後調査以外の調査 (分析用データセット利用あり)	1利活用につき	21,061,500円	(NCDA ^{※4} のデータ利用料) +1利活用につき 1,500,000円 ^{※5}		集計表利用 1,390,000円
	製造販売後調査以外の調査 (分析用データセット利用なし)	1利活用につき	10,820,000円			分析用データセット利用 ^{※8} 5,410,000円 (NCDA ^{※4} のデータも利用する場合 +385,300円 ^{※5})
過去の利活用データの利用(データ抽出なし) ^{※2}	製造販売後調査	1利活用につき	13,930,900円			
	製造販売後調査以外の調査 (分析用データセット利用あり)	1利活用につき	6,965,400円			
	製造販売後調査以外の調査 (分析用データセット利用なし)	1利活用につき	3,772,000円			
データ保管期間の延長料 ^{※3}		1利活用に つき1年間 当たり	197,000円			

※1: 利活用終了後5年間のデータ保管料を含む。

※2: 新たにデータ抽出を行うことなく、既に利活用が終了した過去の利活用(当該利活用のデータ保管期間内に限る。)に関するデータに限定して利活用を開始する場合の区分。

※3: 利活用終了後6年目以降もデータ保管を行う場合の料金。

※4: 「NCDA」とは、国立病院機構診療情報集積基盤をいう。ただし、NCDAのデータ(レセプト・DPC)の利用は製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者が実施する「製造販売後調査」及び「製造販売後調査以外の調査(分析用データセット利用あり)」の場合に限る。

※5: NCDAのデータ(レセプト・DPC)もあわせて利活用する場合、1利活用につき、各区分に応じて国立病院機構が決定した利用料が加算される。

※6: 既に利活用が終了した過去の利活用(当該利活用のデータ保管期間内に限る。)に関するデータも合わせて利活用する場合の料金。

※7: 基礎的検討の実施結果を踏まえ、利活用を継続する場合には、その旨を基礎的検討後の継続報告書にて申し出るとともに、利活用の区分に応じた利用料から基礎的検討実施時に納付した利用料の総額を差し引いた額を納付する。

※8: 「製造販売後調査」及び「製造販売後調査以外の調査(分析用データセット利用あり)」のみ、基礎的検討のうち分析用データセット利用を利活用することができる。

MID-NET®の利活用に係る利用料

(協力医療機関向け)

(税込 税率 10%)

利用料 ^{※1}			利用料額		
基本料 (データ抽出あり)	製造販売後調査以外の調査 (分析用データセット利用あり)	1利活用につき	5,221,200 円	(過去の利活用データの復元料) ^{※4} +1 申出当たり 9,000 円	基礎的検討 ^{※5} 実施) うち 集計表利用 344,600 円 分析用データセット利用 ^{※6} 1,341,400 円
	製造販売後調査以外の調査 (分析用データセット利用なし)	1利活用につき	2,682,900 円		
過去の利活用データの利用 (データ抽出なし) ^{※2}	製造販売後調査以外の調査 (分析用データセット利用あり)	1利活用につき	1,719,300 円		
	製造販売後調査以外の調査 (分析用データセット利用なし)	1利活用につき	931,900 円		
データ保管期間の延長料 ^{※3}		1 利活用につき1年間当たり	49,200 円		

※1: 利活用終了後5年間のデータ保管料を含む。

※2: 新たにデータ抽出を行うことなく、既に利活用が終了した過去の利活用(当該利活用のデータ保管期間内に限る。)に関するデータに限定して利活用を開始する場合の区分。

※3: 利活用終了後6年目以降もデータ保管を行う場合の料金。

※4: 既に利活用が終了した過去の利活用(当該利活用のデータ保管期間内に限る。)に関するデータも合わせて利活用する場合の料金。

※5: 基礎的検討の実施結果を踏まえ、利活用を継続する場合には、その旨を基礎的検討後の継続報告書にて申し出るとともに、利活用の区分に応じた利用料から基礎的検討実施時に納付した利用料の総額を差し引いた額を納付する。

※6: 「製造販売後調査以外の調査(分析用データセット利用あり)」のみ、基礎的検討のうち分析用データセット利用を利活用することができる。

本資料は、「MID-NETの利活用に関する細則」(平成30年細則第8号)別表及び「MID-NETの利活用の初期段階における基礎的検討の実施要綱について」(平成30年4月1日薬機発第0401004号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知)別添をとりまとめて作成しております。分かりやすさを重視し作成しておりますので、正確な記載内容については、「MID-NETの利活用に関する細則」(平成30年細則第8号)別表及び「MID-NETの利活用の初期段階における基礎的検討の実施要綱について」(平成30年4月1日薬機発第0401004号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知)をご確認ください。